

保育所等に入所中の子どもの 「保護者の離職や妊娠など状況が変わった」とき

【事前に確認】

- 「令和6年度入所のおびき(P13-P14)」で必要な書類等の確認してください。
(状況の変更例)保護者の離婚、結婚、離職、転職、妊娠・出産、育児休業の取得など

スマート申請で変更をするときの注意点

- ※1 閉庁日にスマート申請で提出された場合の提出書類の内容確認は、翌開庁日以降になります。
- ※2 平日17時15分以降に提出された場合は、翌開庁日が提出日となります。
- ※3 通常、提出書類の確認には3日程度お時間をいただきます。
- ※4 発生事由や事由発生日によって変更開始日は違います。
- ※5 保育時間を変更する場合の最短変更開始日は、提出日(17時15分まで)の翌日です。

**保育時間について至急の変更が必要な場合(提出日から概ね一週間以内)は、
スマート申請後すぐに保育所幼稚園課へ電話連絡をお願いします。**

連絡後、提出書類の内容を確認します。保育時間変更となる場合は、保育所幼稚園課から保育施設及び保護者へ連絡し、最短で翌日からの保育時間変更となります。

※提出書類等に不備がある場合は、変更できません。

※状況によって、勤務先等へ内容確認のため連絡をさせていただくことがあります。

【早めの手続きをお願いします】

スマート申請を送信するとメールが自動配信されます。

対応ステータスは「受付済」

保育所幼稚園課が提出書類の内容確認をします。

対応ステータスは「処理中」

不備があると電話連絡等を行い内容の確認をします。

再度提出が必要な場合は、「差し戻し」メールを配信します。

対応ステータスは「差し戻し」

不備がない場合は、「申込完了」メールを配信します。

対応ステータスは「完了」

※認定内容が変更となる場合は、後日、認定変更通知を郵送します。

※認定内容に変更がない場合は、通知等の郵送はありません。

「差し戻し」となった場合は、修正箇所を訂正し改めてスマート申請をしてください。

1)手元に変更後の状況を証明する書類を準備

2)QR をクリック

→



3)「保育が必要な事由等の変更(子どものための教育・保育給付認定・ 変更申請書)C」をクリック

※「入所申込の変更(変更届⑨)」とは違いますのでご注意ください。